

業 務 契 約 書

特定非営利活動法人 エコキャップ推進協会

フジイ化工株式会社

業務契約書

特定非営利活動法人エコキャップ推進協会（以下甲という）とフジイ化工株式会社（以下乙という）はペットボトルキャップの収集に関して以下の通り契約を締結する。

第1条（目的）

甲乙は、ペットボトルキャップ（以下キャップという）を集め、「再資源化を促進し、二酸化炭素の発生を抑制し、世界の子どもたちにワクチンを贈る」活動の発展に努力する。

第2条（HPへの掲載・情報提供）

甲は、キャップ提供者にキャップ収集に関する情報を提供するために、甲の管理、運営するHPに乙の了解のもとで、企業名、所在地、連絡者名、TEL番号、FAX番号、URL、MAIL、主な対象地域などを掲載する。また、キャップ提供者などから問い合わせがあった場合、甲はその情報を適宜、乙に提供する。

第3条（収集の方法）

乙は、甲より提供された情報、および自ら得た情報に基づき以下の方法でキャップの収集を行う。なお、③については収集最低ロット、距離など提供者よく相談のうえ判断する。

- ①搬送（キャップ提供者が送料を負担し送り込む）
- ②持ち込み（キャップ提供者が自ら乙の元へ持ち込む）
- ③回収（キャップ提供者の依頼に基づき乙が回収に行く）

第4条（データーの報告）

乙は、前条にて収集したデーターを「エコキャップ受取報告書」（別紙1）に記載しFAXで甲に報告する。なお、甲乙の協議により、Eメールにて報告する事も出来る。

第5条（キャップ提供者への報告・HPへの掲載）

甲は、乙から報告されたデーターに基づき、重さ、数、ワクチン何人分を受けとった旨を記載した受領書（別紙2）をキャップ提供者にFAXにて報告する。同時に甲の管理、運営するHPに掲載する。

第6条（価格）

甲は、第3条にて収集したキャップ1kgにつき20円（寄附金10円、事務経費10円）を乙に請求する。なお、価格については諸般の状況変化を考慮しながら、甲乙協議のうえ変更する事が出来る。

第7条（支払い）

前条にて発生する代金の支払いは、毎月20日締め、翌月20日支払いとし、甲の指定する口座に入金する。なお、支払い手数料は乙の負担とする。
収集量が少ない場合は甲乙協議のうえ、数ヶ月分を纏めて請求、支払いする事も出

来る。

第8条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、2008年7月20日から2009年7月19日までの1年間とする。但し、期間満了1ヶ月前までに甲、乙いずれからも書面による契約解除の申し出が無い場合には、自動的に同一内容で有効期間は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第9条（契約の解除）

甲乙は、前条の規定にかかわらず、相手方が以下の各号の1つでも該当した場合には、書面による相手方への予告なしに直ちに本契約を解除する事が出来、発生した損害の賠償を相手方に求める事が出来るものとする。

1. 本契約の条項の一つに違反した場合
2. 相手方の信用を傷つけた場合、もしくは傷つけるおそれのある場合
3. 手形、小切手の不当たりを出し、銀行取引停止処分を受けたとき
4. 営業の停止、変更、解散、他社との合併などの決議により、本契約書実行の意義を失ったとき
5. 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等、公権力の行使を受けたとき
6. 破産、民事再生手続開始、会社整理または会社更生手続開始等の申し立てを受けた場合、又は自らこれらの申し立てをしたとき
7. その他、当事者の信頼関係を著しく損なう等、本契約書を継続しがたい重大な事由が生じたとき

第10条（協議）

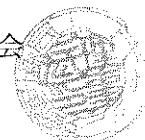
本契約に定めのない事項が発生した場合、または解釈に疑義が生じた場合、甲乙双方は信義誠実の原則にそって、誠意をもって協議し解決するものとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し各自記名捺印のうえ甲乙各1通を保有する。

2008年7月20日

(甲) 神奈川県横浜市中区羽衣町3-63

特定非営利活動法人 エコキャップ推進協会
理事長 笹森 清



(乙) 愛知県安城市東端町南用地15-1

フジイ化工株式会社

代表取締役 藤井達雄



